

おくやみハンドブック

沖縄市



もくじ

市役所での主な手続きチェックリスト	P. 4
各種手続き	
1. 住民登録に関する手続き	P. 7
2. 年金に関する手続き	P. 9
3. 国民健康保険・後期高齢者医療保険に関する手続き	P.14
4. 介護保険に関する手続き	P.21
5. 障がい福祉に関する手続き	P.24
6. 税金（市税等）に関する手続き	P.28
7. こども（子育て）に関する手続き	P.33
8. 上下水道に関する手続き	P.38
9. 市営住宅に関する手続き	P.40
10. 農地に関する手続き	P.41
11. 森林に関する手続き	P.42
12. 生活保護に関する手続き	P.43
13. ごみに関する手続き	P.44
14. その他の手続き	P.45
市役所以外での主な手続きチェックリスト	P.46
亡くなられた方が会社員だった場合	P.47
亡くなられた方が個人事業主だった場合	P.48
銀行口座凍結時の解除の方法	P.49
相続に関する手続きチェックリスト	P.51
法定相続情報証明制度について	P.53
相続登記の義務化について	P.55
家系図	P.57
故人の財産について	P.58
フロアマップ	P.59

おくやみコーナーのご案内

ご親族などがお亡くなりになられた後に必要となる手続きが、ご自身でよりスムーズに進められるよう、市役所での手続きなどをこの「おくやみハンドブック」にまとめましたのでご活用ください。

また、なじみのない手続きに不安をお持ちの方に対しては、「おくやみコーナー」をご利用いただくことにより、各担当課をご案内するなど、手続きを安心して進められるようサポートを行います。

(※おくやみコーナーを利用せずに、直接担当課で手続きすることも可能です。)

◆ おくやみコーナーは、予約制となります。
ご利用の際は、事前のご予約をお願いします。

- 予約受付時間:平日の午前8時半から午後5時まで
- 予約連絡先:098-939-1212 市民課 戸籍係
「おくやみコーナーの件」とお伝えください。
- 利用対象者:「亡くなられた当時に沖縄市に住民登録があった方」のご遺族等
- 利用時間:平日の(1)午前9時(2)午前10時半(3)午後1時半(4)午後3時
- 場所:沖縄市役所 1階 市民課
P59のフロアマップをご確認ください。

※あらかじめ、このハンドブックをご確認の上、必要と思われる書類等をご持参
ください。

市役所での主な手続きチェックリスト

※亡くなられた方の住所が沖縄市以外の場合は、住民登録している市町村へお問い合わせください。

項目	亡くなられた方の状況	チェック	担当窓口	ページ	場所
住民登録	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていたか。	☐	市民課	P. 7	1 階
	印鑑登録をしていましたか。	☐		P. 7	
パスポート	有効中の旅券(パスポート)を持っていたか。	☐		P. 8	
年金	国民年金を受給していましたか。	☐	市民課 (国民年金担当)	P. 9	1 階
	国民年金に加入、または国民年金を受給していましたか。	☐		P.10	
	国民年金に加入していましたか。(国民年金受給前)	☐		P.11	
	厚生年金に加入、または厚生年金を受給していましたか。	☐		P.13	
	農業者年金を受給していましたか。	☐	農業委員会事務局	P.13	地下 2 階
国民健康保険	国民健康保険に加入していましたか。	☐	国民健康保険課	P.14	1 階
後期高齢者医療保険	後期高齢者医療保険に加入していましたか。	☐		P.18	
介護	介護保険被保険者証などを持っていたか。	☐	介護保険課	P.21	
	要介護認定・要支援認定の申請中でしたか。	☐		P.23	
	福祉電話または緊急通報システムを利用していましたか。	☐	ちゅいしいじい課	P.23	5 階

市役所での主な手続きチェックリスト

項目	亡くなられた方の状況	チェック	担当窓口	ページ	場所
障がい福祉	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていたか。	☐	障がい福祉課	P.24	1 階
	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給していたか。	☐		P.24	
	重度心身障がい者(児)医療費助成を受けていましたか。	☐		P.25	
	自立支援医療(精神通院・更生医療・育成医療)受給者証を持っていたか。	☐		P.25	
	障害福祉サービス受給者証、通所受給者証、地域生活支援事業受給者証を持っていたか。	☐		P.26	
	補装具・日常生活用具給付の申請中でしたか。	☐		P.26	
	心身障害者扶養共済に加入していましたか。	☐		P.27	
税金	原動機付自転車(125cc 以下・ミニカー)、小型特殊自動車(農耕用車両・フォークリフト)を所有していましたか。	☐	市民税課	P.28	2 階
	市・県民税が課税されていましたか。または課税される予定ですか。	☐		P.29	
	固定資産(土地・家屋など)を持っていたか。	☐	資産税課	P.30	
	固定資産税、軽自動車税、市・県民税を納めていましたか。	☐	納税課	P.31	

項目	亡くなられた方の状況	チェック	担当窓口	ページ	場所
こども	保育施設や幼稚園に通っている児童の保護者でしたか。	☐	保育・幼稚園課	P.33	2 階
	児童手当を受給していましたか。	☐	こども家庭課	P.34	
	児童扶養手当を受給していましたか。	☐		P.35	
	特別児童扶養手当を受給していましたか。	☐		P.36	
	こども医療費助成受給資格者証を持っていたか。	☐		P.36	
	母子及び父子家庭等医療費助成資格者証を持っていたか。	☐		P.37	
上下水道	水道を利用していましたか。	☐	料金課	P.38	上下水道局
	下水道を利用していましたか。	☐	下水道課	P.39	上下水道局
市営住宅	市営住宅に入居していましたか。	☐	市営住宅指定管理者	P.40	6 階
農地	農地を所有していましたか。	☐	農業委員会事務局	P.41	地下 2 階
森林	森林を所有していましたか。	☐	農林水産課	P.42	2 階
生活保護	生活保護を受けていましたか。	☐	保護第一課 保護第二課	P.43	1 階
ごみ	多量のごみを処理する必要がありますか。	☐	環境課	P.44	地下 2 階
その他	犬の飼い主でしたか。	☐		P.45	
	市営墓地(沖縄市霊園)を使用していましたか。	☐		P.45	

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードの廃止

亡くなられた日をもってカードは失効しますので、返却の必要はありません。

なお、相続等の手続きにおいて、亡くなられた方のマイナンバーが必要になることがありますので、諸手続きが終わるまでは保管し、不要になった段階で破棄してください。

※亡くなられた方の住民票（除票）の写しにマイナンバーの表示はできませんのでご注意ください。

期 限	—	手続き できる人	—
持 ち 物	—		
窓 口	市民課 ☎ 098-939-1212 (内線3119)	電話での手続き	—
		郵送での手続き	—
備 考			

印鑑登録をしていた

印鑑登録証（ハイビスカスカード）の破棄

亡くなられた日をもって失効しますので、返却の必要はありません。ご遺族の方で破棄してください。

期 限	—	手続き できる人	—
持 ち 物	—		
窓 口	市民課 ☎ 098-939-1212 (内線3119)	電話での手続き	—
		郵送での手続き	—
備 考			

有効中の旅券（パスポート）を持っている

一般旅券返納届の提出、旅券（パスポート）の返納

有効期限内のパスポートの名義人が亡くなられた場合、不正利用を防ぐため、返納手続きが必要です。

期 限	できるだけ速やかに	手続き できる人	親族
持 ち 物	・ 亡くなられた方の旅券（パスポート） ・ 旅券名義人が亡くなられたことを確認できる書類 （除籍謄（抄）本、住民票除票など） ・ 手続きに来る方の本人確認書類		
窓 口	市民課 旅券窓口 ☎ 098-939-1212 （内線3119）	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	不可
備 考	返納後の旅券の還付を希望する場合は、お申し出ください。		

..... MEMO

国民年金を受給していた

未支給年金の請求

年金を受給している方が亡くなられた場合に、まだ受け取っていない年金や、亡くなられた日より後に振り込まれた年金のうち、亡くなられた月分までの年金を未支給年金として、生計を同じくしていたご遺族が受け取ることができます。

期 限	受給権者の年金の支払日の翌月 1 日から 5 年以内	手続き できる人	亡くなられた方と生計を同じくしていた遺族
持 ち 物	【亡くなられた方のもの】 ・年金証書 ・住民票除票★ 【その他】 ・手続きに来る方の本人確認書類 ・請求者の世帯全員の住民票★ ・請求者の預金通帳またはキャッシュカード ・戸籍謄本等 ・生計同一関係に関する申立書 ※マイナンバーカードを持参いただいた場合は★の書類は省略できます。		
窓 口	【障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金の受給者】 市民課 国民年金担当 ☎ 098-939-1212 (内線 2133・2134)	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	不可
備 考			

..... MEMO

.....

.....

.....

国民年金に加入、または国民年金を受給していた

遺族基礎年金の請求

国民年金に加入中の方や、老齢基礎年金の受給権者・受給資格を満たした方が亡くなられたときに、その方によって生計を維持されていた「子※のある配偶者」または「子※」に支給されます。（ただし、亡くなられた方について、保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が国民年金加入期間の3分の2以上あること）

期 限	死亡日の翌日から5年以内	手続き できる人	子※のある配偶者または子※
持 ち 物	【亡くなられた方のもの】 ・年金手帳 ・住民票除票★ 【その他】 ・手続きに来る方の本人確認書類 ・死亡診断書のコピーまたは死亡届の記載事項証明書 ・請求者の世帯全員の住民票★ ・請求者の所得証明書★ ・請求者の預金通帳またはキャッシュカード ・戸籍謄本等 ・生計同一関係に関する申立書 ※マイナンバーカードを持参いただいた場合は★の書類は省略できます。		
窓 口	市民課 国民年金担当 ☎ 098-939-1212 （内線2133・2134） 【死亡日が国民年金第3号被保険者期間中の場合】 コザ年金事務所 お客様相談室 ☎ 098-933-2267 （自動音声①→②）予約が必要です。	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	不可
備 考	※「子」とは18歳に達する年度末までにある方（子が障害年金等級1・2級に該当する場合は20歳になるまで）		

..... MEMO

.....

.....

国民年金に加入していた (国民年金受給前) ①

死亡一時金の請求

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受け取ることなく亡くなったとき、生計を同じくしていたご遺族に支給されます。

期 限	死亡日の翌日から2年以内	手続き できる人	亡くなられた方と生計を同じくしていた遺族
持 ち 物	【亡くなられた方のもの】 ・年金手帳 ・住民票除票★ 【その他】 ・手続きに来る方の本人確認書類 ・請求者の世帯全員の住民票★ ・請求者の預金通帳またはキャッシュカード ・戸籍謄本等 ・生計同一関係に関する申立書 ※マイナンバーカードを持参いただいた場合は★の書類は省略できます。		
窓 口	市民課 国民年金担当 ☎ 098-939-1212 (内線2133・2134)	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	不可
備 考	第1号被保険者とは、日本国内にお住いの20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生、無職の方などです。 ※寡婦年金を受けられる場合は、いずれか一方を選択することになります。		

..... MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

国民年金に加入していた (国民年金受給前) ②

寡婦年金の請求

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫がなくなったときに、その夫と10年以上継続して婚姻関係（事実婚含む）にあり、死亡当時にその夫に生計を維持されていた妻に対して、その妻が60歳から65歳になるまでの間支給されます。

期 限	死亡日の翌日から 5 年以内	手続き できる人	亡くなった夫と 10 年以上継続 して婚姻関係にあり、死亡当 時に生計維持されていた妻	
持 ち 物	【亡くなられた方のもの】 ・年金手帳 ・住民票除票★ ・年金証書（公的年金から年金を受けているとき） 【その他】 ・手続きに来る方の本人確認書類 ・請求者の世帯全員の住民票★ ・請求者の所得証明書★ ・請求者の預金通帳またはキャッシュカード ・戸籍謄本等 ・生計同一関係に関する申立書 ※マイナンバーカードを持参いただいた場合は★の書類は省略できます。			
窓 口	市民課 国民年金担当 ☎ 098-939-1212 （内線 2133・2134）	電話での手続き	不可	
		郵送での手続き	不可	
備 考	第 1 号被保険者とは、日本国内にお住いの 20 歳以上 60 歳未満の自営業者、 農業・漁業者、学生、無職の方などです。 ※死亡一時金を受けられる場合は、いずれか一方を選択することになります。			

..... MEMO

.....

.....

厚生年金に加入、または厚生年金を受給していた

未支給年金の請求、遺族厚生年金の請求

事前に年金事務所へお問い合わせください。

期 限	—	手続き できる人	—
持 ち 物	—		
窓 口	コザ年金事務所 お客様相談室 ☎ 098-933-2267 (自動音声①→②) 予約が必要です。	電話での手続き	—
		郵送での手続き	—
備 考			

農業者年金を受給していた

農業者年金に係る死亡届の提出

農業者年金を受給されている方が亡くなられたとき

期 限	死亡日の翌日から 5 年以内	手続き できる人	年金を受けている方が亡くなられたときに、生計を同じくしていた 1. 配偶者、2. 子、3. 父母、4. 孫、5. 祖父母、6. 兄弟姉妹等	
持 ち 物	・ 農業者年金証書 ・ 受給権者の死亡日が分かる戸籍謄本、住民票の写し又は死亡日に関する市区町村の証明書等の書類 ・ 印鑑（年金証書紛失した場合の届に必要）			
窓 口	農業委員会事務局 農政係 ☎ 0 9 8－9 3 9－1 2 1 2 （内線 2 0 4 1）		電話での手続き	不可
			郵送での手続き	不可
備 考	※まずは最寄りの JA の窓口にてご相談下さい。 JAコザ支店 ☎ 0 9 8－9 3 0－5 5 0 0 JA美里支店 ☎ 0 9 8－9 3 8－6 4 5 0			

国民健康保険に加入していた①

各種証の返還・差替え

国民健康保険に加入していた方が亡くなられた場合、各種証の返却・差替えを行います。

期 限	速やかに	手続き できる人	世帯主または同一世帯員 ※上記の方以外が差替えの手 続きする場合は、 <u>委任状</u> が 必要です。 ※返却のみの場合は、親族等 でも可。	
持 ち 物	【各種証の返却・差替え】 ・国民健康保険被保険者証 ・国民健康保険限度額認定証（お持ちの方のみ） ・特定疾病療養受領証（お持ちの方のみ） 【その他】 ・手続きに来る方の本人確認書類			
窓 口	国民健康保険課 資格・賦課係 ☎ 0 9 8－9 3 9－1 2 1 2 （内線 2 1 1 6）	電話での手続き	不可	
		郵送での手続き	不可	
備 考	担当課への返却が難しい場合は、ハサミなどで細かくしてから処分してくだ さい。			

..... MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

国民健康保険に加入していた②

葬祭費の申請

国民健康保険に加入していた方が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。

期 限	葬儀を行った日の翌日から 2 年以内	手続き できる人	葬祭を執り行った方（喪主）、 または喪主から手続きに必要な 持ち物を預かった代理人	
持 ち 物	【亡くなられた方のもの】 ・ 被保険者証 【その他】 ・ 手続きに来る方の本人確認書類 ・ 葬祭を行った方の氏名（※フルネーム）が確認できるもの （火葬許可証、葬儀の領収証、新聞広告、会葬礼状など） ・ 預金通帳等（喪主のもの）			
窓 口	国民健康保険課 給付係 ☎ 0 9 8－9 3 9－1 2 1 2 （内線 2 1 1 4）	電話での手続き	不可	
		郵送での手続き	不可	
備 考	※下記の場合、委任状が必要です。 ・ 喪主と口座名義人が異なる場合 また、喪主以外の方が代理で手続きする場合は喪主の印鑑が必要になります。 ※相続人であることが確認ができる戸籍謄本等が必要な場合があります。			

..... MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

国民健康保険に加入していた③

高額療養費の申請（振込先口座の変更）

被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなったとき

期 限	2 年以内	手続き できる人	相続人
持 ち 物	・ 手続きに来る方の本人確認書類 ・ 相続人確認ができる戸籍謄本等 ・ 約定書（手続きの際に記入） ・ 印鑑（相続人のもの） ・ 預金通帳等（相続人のもの）		
窓 口	国民健康保険課 給付係 ☎ 098-939-1212 （内線2112）	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	可
備 考	※下記の場合、委任状が必要です。 ・ 相続人と口座名義人が異なる場合		

国民健康保険に加入していた④

国民健康保険料還付金の振込先口座の変更

亡くなられた方の国民健康保険料について過誤納付があったとき

期 限	還付通知書を通知してから 2 年以内	手続き できる人	被保険者の親族等
持 ち 物	・ 相続人代表者の本人確認書類 ・ 印鑑（相続人代表者のもの） ・ 預金通帳等（相続人代表者のもの）		
窓 口	国民健康保険課 収納対策係 ☎ 098-939-1212 （内線2119）	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	可
備 考	※下記の場合、委任状が必要です。 ・ 相続人代表者と口座名義人が異なる場合		

国民健康保険に加入していた⑤

相続人による送付先変更届の提出

後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は提出してください。

期 限	速やかに	手続き できる人	相続人
持 ち 物	・ 相続人代表者の本人確認書類 ・ 相続人代表者指定届 兼 還付金等の受領に関する誓約書 (介護保険課での手続きも必要になる場合があります)		
窓 口	国民健康保険課 収納対策係 ☎ 098-939-1212 (内線2119)	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	可
備 考			

国民健康保険に加入していた⑥

国民健康保険料の納付について

国民健康保険料の納付が済んでいない場合は、相続人が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、納付相談をしてください。

期 限	できるだけ速やかに	手続き できる人	相続人
持 ち 物	・ 相続人確認ができる戸籍謄本等 ・ 相続人代表者の本人確認書類		
窓 口	国民健康保険課 収納対策係 ☎ 098-939-1212 (内線2119)	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	可
備 考			

後期高齢者医療保険に加入していた①

葬祭費の申請

後期高齢者医療保険に加入していた方が亡くなられたときは、葬祭を行った方（喪主等）に葬祭費が支給されます。

期 限	葬儀を行った日の翌日から 2年以内	手続き できる人	葬祭を行った方（喪主等）、 または届出の依頼を受けた方
持 ち 物	【亡くなられた方のもの】 ・被保険者証 【その他】 ・手続きに来る方の本人確認書類 ・葬祭を行った方の氏名（※フルネーム）が確認できるもの （火葬許可証、葬儀の領収証、新聞広告、会葬礼状など） ・預金通帳等（葬祭を行った方のもの）		
窓 口	国民健康保険課 後期高齢医療係 ☎ 098-939-1212 （内線2118）	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	可
備 考	※葬祭を行った方と口座名義人が異なる場合、「委任状」が必要です。		

後期高齢者医療保険に加入していた②

「相続人代表者指定届兼還付金等の受領に関する誓約書」の提出

被保険者に係る手続きや給付金・還付金の受領などを相続する相続人代表者を届出ます。
※届出には、相続人みなさんの署名が必要です。

期 限	できるだけ速やかに	手続き できる人	相続人代表者、または届出の 依頼を受けた方。
持 ち 物	・手続きに来る方の本人確認書類 ・相続人代表者の預金通帳		
窓 口	国民健康保険課 後期高齢医療係 ☎ 098-939-1212 （内線2118）	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	可
備 考	※相続人代表者と口座名義人が異なる場合、「委任状」が必要です。		

後期高齢者医療保険に加入していた③

高額療養費などの振込先口座の変更

未支給の高額療養費があった場合など、相続人代表者に支給するため、被保険者が登録していた振込先口座を相続人代表者（注１）の口座へ変更します。

期 限	できるだけ速やかに	手続き できる人	相続人代表者、または届出の 依頼を受けた方	
持 ち 物	・ 手続きに来る方の本人確認書類 ・ 相続人代表者の本人確認書類 ・ 預金通帳等（相続人代表者のもの）			
窓 口	国民健康保険課 後期高齢医療係 ☎ 098－939－1212 （内線2118）	電話での手続き	不可	
		郵送での手続き	可	
備 考	※葬祭を行った方と口座名義人が異なる場合、「委任状」が必要です。 注1：「相続人代表者指定届兼還付金等の受領に関する誓約書」にて届出必要。			

後期高齢者医療保険に加入していた④

送付先の変更

被保険者に関する市役所からのお知らせを相続人代表者（注１）に送付するため、宛先を変更します。

期 限	できるだけ速やかに	手続き できる人	相続人代表者、または届出の 依頼を受けた方	
持 ち 物	・ 手続きに来る方の本人確認書類 ・ 相続人代表者の本人確認書類			
窓 口	国民健康保険課 後期高齢医療係 ☎ 098－939－1212 (内線2118)	電話での手続き	不可	
		郵送での手続き	可	
備 考	注1:「相続人代表者指定届兼還付金等の受領に関する誓約書」にて届出必要。			

後期高齢者医療保険に加入していた⑤

後期高齢者医療保険料の納付について

後期高齢医療保険料の納付が済んでいない場合は、被相続人に代わって納付していただく必要がありますので、納付相談をしてください。

期 限	できるだけ速やかに	手続き できる人	相続人代表者
持 ち 物	・ 相続人代表者の本人確認書類		
窓 口	国民健康保険課 後期高齢医療係 ☎ 098-939-1212 (内線2118)	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	可
備 考			

This image shows a single sheet of white paper designed for writing. It features horizontal blue dotted lines spaced evenly down the page. On the right side, there is a decorative vertical band containing a faint, light-colored floral or leaf-like pattern. At the top center, the word "MEMO" is printed in a simple, dark font, flanked by small dots. The overall appearance is clean and minimalist.

介護保険被保険者証などを持っていた①

各証書の返納または破棄

65 歳以上または 2 号被保険者の方が亡くなられたとき

期 限	亡くなった日から 14 日以内	手続き できる人	相続人等
持 ち 物	・ 介護保険被保険者証 ・ 介護保険負担割合証（お持ちの方） ・ 介護保険負担限度額認定証（お持ちの方）		
窓 口	介護保険課 保険料係 ☎ 098-939-1212 （内線 3146、3147）	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	可
備 考			

介護保険被保険者証などを持っていた②

「相続人代表者指定届兼還付金等の受領に関する誓約書」の提出

被保険者に係る手続きや給付金・還付金の受領などを相続する相続人代表者を届出ます。
 ※届出には、相続人みなさんの署名が必要です。

期 限	できるだけ速やかに	手続き できる人	相続人代表者、または届出の 依頼を受けた方
持 ち 物	・ 手続きに来る方の本人確認書類 ・ 相続人代表者の預金通帳		
窓 口	介護保険課 保険料係 ☎ 098-939-1212 （内線 3146、3147）	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	可
備 考	※相続人代表者と口座名義人が異なる場合、「委任状」が必要です。		

介護保険被保険者証などを持っていた③

介護保険料還付金の振込先口座の登録

介護サービス費用の返還及び還付が発生するとき

期 限	還付が発生してから2年以内	手続き できる人	相続人等
持 ち 物	・印鑑（相続人のもの） ・預金通帳等（相続人のもの）		
窓 口	介護保険課 保険料係 ☎ 098-939-1212 （内線3146、3147）	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	可
備 考			

介護保険被保険者証などを持っていた④

高額介護サービス費等の申請

基準額以上の介護サービス費を支払いしており、その高額介護サービス費等の支給決定前や振込前に亡くなり支給ができなくなったとき

期 限	利用月の翌月1日から 2年以内	手続き できる人	相続人等
持 ち 物	・預金通帳等（相続人のもの）		
窓 口	介護保険課 給付係 ☎ 098-939-1212 （内線2085、3145）	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	可
備 考			

要介護認定・要支援認定の申請中だった

要介護認定・要支援認定申請取り下げの届出

亡くなられた方が要介護認定・要支援認定の申請中のとき

期 限	速やかに	手続き できる人	申請人等
持 ち 物	・特になし		
窓 口	介護保険課 認定係 ☎ 098-939-1212 (内線3167)	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	可
備 考	被保険者が生前に介護サービスを利用していた場合は、介護保険課までお問い合わせください。		

福祉電話または緊急通報システムを利用していた

福祉電話または緊急通報システムの廃止、撤去、返還の手続き

亡くなられた方が在宅福祉サービスを利用していたとき

期 限	速やかに	手続き できる人	親族等
持 ち 物	・特になし（申請書は窓口で配布） ※撤去・返還方法については、直接担当課窓口へお問合せください。		
窓 口	ちゅいしいじい課 地域福祉係 ☎ 098-939-1212 (内線3181)	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	可
備 考			

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていた

各種障害者手帳の返還

亡くなられた方が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのとき

期 限	速やかに	手続き できる人	どなたでも可
持 ち 物	・亡くなられた方の手帳（身体・療育・精神） ・手続きに来る方の印鑑 ・手続きに来る方の本人確認書類 ・（身体障害者手帳の場合）亡くなられた方のマイナンバーカードまたは通知カード		
窓 口	障がい福祉課 給付係 ☎ 098-939-1212 （内線3152、3154、3165）	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	不可
備 考			

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給していた

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の死亡届、未支払手当請求書の提出

亡くなられた方が特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。

期 限	速やかに	手続き できる人	どなたでも可
持 ち 物	手当の種類や、亡くなられた方によって手続きに必要なものが異なります。 詳しくは担当課へお問合せください。		
窓 口	障がい福祉課 給付係 ☎ 098-939-1212 （内線3165）	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	可
備 考			

重度心身障がい者（児）医療費助成を受けていた

重度心身障がい者（児）医療費助成受給資格喪失の届出

受給対象の方が亡くなったとき

期 限	速やかに	手続き できる人	どなたでも可
持 ち 物	手続きの詳細や必要書類については、事前に担当窓口へお問合せください。		
窓 口	障がい福祉課 給付係 ☎ 098-939-1212 (内線3157)	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	可
備 考			

自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）受給者証を持っていた

自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）受給者証の返還

亡くなった方が、自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）を受けていたとき

期 限	速やかに	手続き できる人	どなたでも可
持 ち 物	・自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）受給者証		
窓 口	障がい福祉課 給付係 ☎ 098-939-1212 (内線3157)	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	不可
備 考			

障害福祉サービス受給者証、通所受給者証、地域生活支援事業受給者証を持っていた

障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証、通所受給者証の返還

亡くなられた方が、障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証、通所受給者証をお持ちのとき

期 限	速やかに	手続き できる人	どなたでも可
持 ち 物	・ 障害福祉サービス受給者証 ・ 地域生活支援事業受給者証 ・ 通所受給者証		
窓 口	障がい福祉課 支援係 ☎ 098-939-1212 (内線3157)	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	不可
備 考			

補装具・日常生活用具給付の申請中だった

補装具・日常生活用具給付申請取り下げの届出

亡くなられた方が補装具や日常生活用具給付の申請中、または交付決定後、用具を受け取っていない場合、取り下げの届出が必要です。

期 限	速やかに	手続き できる人	どなたでも可
持 ち 物	手続きの詳細や必要書類については、事前に担当窓口へお問合せください。		
窓 口	障がい福祉課 給付係 ☎ 098-939-1212 (内線3157)	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	不可
備 考			

心身障害者扶養共済に加入していた

心身障害者扶養共済の死亡届

心身障害者扶養共済の加入者が亡くなったとき

期 限	速やかに	手続き できる人	どなたでも可
持 ち 物	手続きの詳細や必要書類については、事前に担当窓口へお問合せください。		
窓 口	障がい福祉課 管理係 ☎ 0 9 8 - 9 3 9 - 1 2 1 2 (内線 3 1 5 7)	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	不可
備 考	※心身障害者扶養共済制度とは、障がいのある方を扶養している方（65 歳未満の疾病や障がいのない健康の方）が、毎月一定の掛け金を納め、扶養している方が死亡したり著しい障がいを有する状態になったとき、その方が扶養していた障がい者に終身一定額の年金を支給する制度です。		

MEMO

原動機付自転車（125cc 以下・ミニカー）、小型特殊自動車（農耕用車両・フォークリフト）を所有していた

原動機付自転車、小型特殊自動車の廃車・名義変更の手続き

亡くなられた方が次の車両を所有されていたときは、廃車や名義変更の手続きが必要です。

- ・原動機付自転車（総排気量 125cc 以下のオートバイ・ミニカー）
- ・小型特殊自動車（農耕用車両・フォークリフトなど）

※亡くなられた方が、普通自動車、3 輪以上の軽自動車、2 輪の小型自動車（排気量 125cc 超のバイク）を所有されていたときは、市役所ではなく以下の窓口となります。手続の詳細に関しては、各事務所へお問い合わせください。

・3 輪以上の軽自動車

全国軽自動車協会連合会沖縄事務所

☎ 050-3816-3126

・2 輪以上の小型自動車（排気量 126cc 以上）

陸運事務所

☎ 050-5540-2091

期 限	15 日以内	手続き できる人	相続人等
持 ち 物	【名義変更の場合】 ・軽自動車税（種別割）申告（報告）書件標識交付申請書（窓口にて配布） ・標識交付証明書（原本） ・標識（ナンバープレート） ・手続きに来る方の本人確認書類 【廃車の場合】 ・軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納所（窓口にて配布） ・標識交付証明書（原本） ・標識（ナンバープレート） ・手続きに来る方の本人確認書類		
窓 口	市民税課 税制係 ☎ 098-939-1212 （内線 3256・3258）	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	可
備 考	※相続人以外が窓口で手続きする際は、相続人からの委任状をお持ちください。		

市・県民税が課税されていた、または、課税される予定

市・県民税の相続人代表者の指定届出書の提出

市・県民税はその年の1月1日が課税の基準日となります。

そのため、亡くなられた方に代わって、納税や還付に関する通知書を受取り、手続きを行う方を相続人の中から指定する届出が必要です。

期 限	相続が発生したことを知った 日から3ヶ月以内	手続き できる人	相続人等
持 ち 物	・相続人代表者となる方が、亡くなられた方の相続人であると証明できる戸籍謄本 ・届出を行う方の本人確認書類		
窓 口	市民税課 市民税係 ☎ 098-939-1212 (内線3252～3255)	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	可
備 考	※相続放棄をしている場合は、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しの提出をお願いします。 ※亡くなった方が沖縄市内に所在する固定資産（土地・家屋など）を所有しており、資産税課へ「固定資産 現所有者申告書 兼 相続人代表者指定届」を既に提出している場合は、届出の必要はありません。		

..... MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

固定資産を持っていた①

固定資産税の現所有者申告

亡くなった方が固定資産（土地・家屋など）を所有している場合に、相続登記が完了するまでの間、その土地や家屋を現に所有している方（相続人等）に固定資産税を納付していただくことになりますので、住所、氏名など必要事項の申告が必要です。

期 限	現に所有している者であることを知った日の翌日から3か月を経過した日	手続き できる人	沖縄市内に所在する土地・家屋の所有者（納税義務者）が亡くなったことにより、現に所有している者（相続人等）であることを知った方	
持 ち 物	・届出人の本人確認書類（マイナンバーカード等）の写し ＜法定相続で、遺産分割が完了していない場合＞ 下記（1）、（2）のいずれか （1）亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍謄本および相続人全員の戸籍抄本 ※相続人の戸籍謄本が被相続人の戸籍謄本と重複している場合は不要です。 （2）登記官が交付する法定相続情報一覧図 ＜遺産分割が完了している場合＞ ・（指定分割の場合）公正証書遺言書、家庭裁判所検認済の自筆証書遺言書、遺言保管官交付の遺言情報証明書 ・（協議分割の場合）遺産分割協議書の写しおよび法定相続人全員の印鑑証明書 ・（調停または審判分割の場合）調停調書、または審判所の謄本 ※相続放棄をした方がいる場合は相続放棄申述受理通知書の写し			
窓 口	資産税課 管理係 ☎ 098－939－1212 （内線2252・2253）	電話での手続き	不可	
		郵送での手続き	可	
備 考				

固定資産を持っていた②

未登記家屋の名義変更

市内に未登記家屋の所有していたとき

期 限	相続が発生したことを知った日から3か月以内	手続きできる人	未登記家屋の所有者を変更される方
持 ち 物	・家屋所有者名義変更願（様式あり） ・法定相続情報一覧又は、戸籍謄本・改製原戸籍・除籍謄本等（被相続人の出生～死亡までの記載があるもの） ・家屋取得者の印鑑証明（申請より3か月以内発行のもの） ・新家屋所有者（他市町村在住の場合）の住民票謄本 ・遺産分割協議書（被相続人と相続人の関係が確認できる戸籍・印鑑証明書添付のもの）、又は公正証書		
窓 口	資産税課 家屋係 ☎ 098-939-1212 （内線2256・2257）	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	不可
備 考			

固定資産税、軽自動車税、市・県民税を納めていた①

納税申し出または納税相談

亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人が亡くなられた方に代わって納付していただく必要があります。納付書の再発行が必要な事も多いため、ご不明な点やご相談がある場合は、お問合せください。

期 限	速やかに	手続きできる人	納税義務者・納税管理人・相続人代表者等
持 ち 物	・納税通知書または領収書 ・手続きに来る方の本人確認書類 ・亡くなられた方との関係性や相続人等である事が分かる資料		
窓 口	納税課 納税第2係～第4係 ☎ 098-939-1210（直通番号）	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	不可
備 考			

固定資産税、軽自動車税、市・県民税を納めていた②

市税口座振替の変更

亡くなられた方が口座振替を利用されていた場合、口座凍結後は振替ができないことがあるため、口座の変更などが必要になります。

期 限	速やかに	手続き できる人	納税義務者・納税管理人・ 相続人代表者等	
持 ち 物	・納税通知書または領収書 ・手続きに来る方の本人確認書類 ・納税課窓口にて口座変更を希望される場合は、手続きに来る方名義のキャッシュカード(暗証番号がわかるもの)※一部利用できないカードもあります。			
窓 口	納税課 管理係 ☎ 098-939-1212 (内線3262・3263)	電話での手続き	不可	
		郵送での手続き	不可	
備 考				

固定資産税、軽自動車税、市・県民税を納めていた③

市税の還付金の振込先口座の依頼

亡くなられた方で市税の過誤納付があった方

期 限	5 年以内	手続き できる人	納税義務者の親族等	
持 ち 物	・ 相続人代表者の本人確認書類 ・ 印鑑（相続人代表者のもの） ・ 預金通帳等（相続人代表者のもの）			
窓 口	納税課 管理係 ☎ 098-939-1212 （内線3262・3263）	電話での手続き	不可	
		郵送での手続き	可	
備 考	※必ず過誤納還付請求ができるとは限りません。 ※下記の場合、委任状が必要です。 ・ 相続人代表者と口座名義人が異なる場合			

保育施設や幼稚園に通っている児童の保護者だった

教育・保育支給認定変更届出書または施設等利用給付認定変更届の提出

保育施設や幼稚園に在園している児童の保護者が亡くなられたとき

期 限	速やかに	手続き できる人	保護者又は児童を監護する人	
持 ち 物	・教育・保育支給認定変更届出書や施設等利用給付認定変更届			
窓 口	保育・幼稚園課 入所係（認可保育所、幼稚園）、 支援係（認可外保育施設） ☎ 098-939-1212 入所係 3135・3136・3174、 支援係 3173	電話での手続き	不可	
		郵送での手続き	可	
備 考				

MEMO

児童手当を受給していた

児童手当の認定請求（受給者変更）または未支払い手当請求

受給者（※）が亡くなられたとき

受給者が亡くなられた場合、亡くなられた日の属する月の手当までが支給されます。

未払いの手当がある場合は、未支払い手当の手続きが必要です。

（対象児童が亡くなられた場合、手続きは不要です）

期 限	死亡日の翌日から 15 日以内	手続き できる人	新たに受給者になる方
持 ち 物	【認定請求（受給者変更）】 ・新たに受給者になる方の口座が確認できるもの （通帳やキャッシュカード（原本）） ・新たに受給者になる方の健康保険証（原本） ・新たに受給者になる方のマイナンバーが確認できるもの （マイナンバーカードや通知カード） 【未支払請求】 ・支給対象児童名義の口座が確認できるもの （通帳やキャッシュカード（原本）） 【共通】 ・手続きに来る方の本人確認書類		
窓 口	こども家庭課 こども育成係 ☎ 098-939-1212 （内線3192・3194）	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	不可
備 考	※ 0 歳から中学校卒業まで（15 歳の誕生日後の最初の 3 月 31 日まで）の児童を養育している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方		

..... MEMO

児童扶養手当を受給していた

児童扶養手当受給者死亡届、認定請求（受給資格者変更）、未支払い手当請求

対象児童（※①）や受給資格者（※②）が亡くなられたとき

受給資格者が亡くなられた場合、亡くなられた日の属する月の手当までが支給されます。

未払いの手当がある場合は、未支払い手当の手続きが必要です。

期 限	速やかに	手続き できる人	受給資格者または死亡届出義 務者
持 ち 物	・ 児童扶養手当証書 ・ 受給資格者死亡の場合は、対象児童名義の口座が確認できるもの（通帳やキャッシュカード（原本））		
窓 口	こども家庭課 家庭支援係 ☎ 098-939-1212 （内線3196・3197）	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	不可
備 考	（※①） 児童扶養手当受給資格者が養育している児童 （※②） 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで（児童が基準以上の障害がある場合は20歳まで）の児童を監護している父または母、または、 父母に代わってその児童を養育している方		

..... MEMO

特別児童扶養手当を受給していた

特別児童扶養手当受給者死亡届、認定請求（受給者変更）、未支払い手当請求

対象児童や受給者が亡くなられたとき

受給者が亡くなられた場合、亡くなられた日の属する月の手当までが支給されます。

未払いの手当がある場合は、未支払い手当の手続きが必要です。

期 限	速やかに	手続き できる人	受給資格者または死亡届出義務者
持 ち 物	・特別児童扶養手当証書 ・受給資格者死亡の場合は、対象児童名義の口座が確認できるもの（通帳やキャッシュカード（原本））		
窓 口	こども家庭課 家庭支援係 ☎ 098-939-1212 （内線3196・3197）	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	不可
備 考			

こども医療費助成受給資格者証を持っていた

こども医療費助成関係手続き

保護者が亡くなられたとき

保護者が亡くなられた場合は、登録口座の確認が必要です。

期 限	速やかに	手続き できる人	保護者又は児童を監護する人
持 ち 物	・こども医療費助成受給資格者証（ピンク色の資格者証） ・新たに受給者になる方の口座が確認できるもの（通帳やキャッシュカード（原本）） ・こどもの新たな健康保険被保険者証 ・手続きに来る方の本人確認書類 ※手続き必要なものについては、担当課へ事前にお問合せください。		
窓 口	こども家庭課 こども育成係 ☎ 098-939-1212 （内線2124・2125）	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	可
備 考	※0歳から中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童 ※郵送での手続きの場合は、事前の確認が必要です。		

母子及び父子家庭等医療費助成資格者証を持っていた

母子及び父子家庭等医療費助成関係手続き（登録変更・消滅届）

対象児童や受給資格者（※）が亡くなられたとき

保護者が亡くなられた場合は、口座変更の手続きが必要です。

期 限	速やかに	手続き できる人	新たに児童を養育する方または死亡届出義務者	
持 ち 物	・母子及び父子家庭等医療費助成受給者証 ・受給資格者死亡の場合は、対象児童名義の口座が確認できるもの（通帳やキャッシュカード（原本））			
窓 口	こども家庭課 家庭支援係 ☎ 098-939-1212 （内線3196・3197）	電話での手続き	不可	
		郵送での手続き	不可	
備 考	（※）18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童を監護している父または母、または、父母に代わってその児童を養育している方が亡くなられたとき			

MEMO

水道を利用していた①

水道の閉栓（停止）または使用者（支払者）の名義変更の手続き

水道の使用者（支払者）が亡くなられたとき

期 限	速やかに	手続き できる人	水道使用者の関係者
持 ち 物	なし		
窓 口	上下水道局料金課 ☎ 098-937-3637	電話での手続き	可
		郵送での手続き	可
備 考			

水道を利用していた②

上下水道料金振替口座の変更手続き

上下水道料金の支払者が亡くなられたとき

期 限	速やかに	手続き できる人	水道使用者の関係者
持 ち 物	・水道番号が確認できるもの（検針のお知らせや領収書に記載されています） ・新しく支払い者になる方の口座情報が確認できるもの（通帳やキャッシュカード） ・銀行届出印（新しく支払い者になる方のもの） ・手続きに来る方の本人確認書類		
窓 口	上下水道局料金課 ☎ 098-937-3637	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	可
備 考	※口座振替申し込みハガキあり (取引先の銀行で直接手続きも可能)		

水道を利用していた③

給水装置所有者の名義変更

給水装置（水道メーター等）の所有者が亡くなられたとき

期 限	速やかに	手続き できる人	水道使用者の関係者
持 ち 物	なし		
窓 口	上下水道局料金課 ☎ 098-937-3637	電話での手続き	可
		郵送での手続き	可
備 考			

下水道を利用していた

水洗便所改造等資金貸付金

くみ取り便所をお使いの方、浄化槽をお使いの方が、公共下水道へ接続した際に、排水設備の設置および水洗便所への改造等に必要な資金の貸付けを受けている借受人または連帯保証人が亡くなられたとき。

期 限	速やかに	手続き できる人	相続人
持 ち 物	手続きの詳細や必要書類については、事前に担当窓口へお問合せください。		
窓 口	上下水道局下水道課 排水設備係 ☎ 098-921-3125	電話での手続き	可
		郵送での手続き	可
備 考	※相続放棄をしている場合は、その旨確認できる書類の提出を求める場合があります。		

市営住宅に入居していた①

入居者名義変更申請書の提出または明渡届の提出

市営住宅の名義人が亡くなられたときは、名義変更または明渡の手続きが必要です。

期 限	速やかに	手続き できる人	名義人以外の入居者又は親族
持 ち 物	手続きの詳細や必要書類については、事前に担当窓口へお問合せください。		
窓 口	市営住宅指定管理者（本庁 6 F） ☎ 098-929-3117	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	可
備 考			

市営住宅に入居していた②

同居者異動届の提出

市営住宅の名義人以外の入居者が亡くなられたとき

期 限	速やかに	手続き できる人	亡くなられた方以外の入居者 又は親族
持 ち 物	・死亡届や火葬許可書の写し、または住民票の除票		
窓 口	市営住宅指定管理者（本庁 6 F） ☎ 098-929-3117	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	可
備 考			

農地を所有していた

農地法第3条の3第1項の規定による届出（相続）

相続により農地（地目が田・畑）を取得した場合は、届出が必要です。

農地を相続された際は、農業委員会事務局へご相談ください。

期 限	相続開始を知ったときから 10 ヶ月以内	手続き できる人	相続人
持 ち 物	・ 相続が記載されている土地の登記事項証明書 ・ 手続きに来る方の本人確認書類 ・ 届出書（農業委員会指定の様式） ※その他農業委員会が必要と認める書類		
窓 口	農業委員会事務局 農地係 ☎ 0 9 8－9 3 9－1 2 1 2 （内線 2 0 4 2）	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	不可
備 考			

MEMO

森林を所有していた

森林の土地の所有者届

沖縄市森林整備計画の対象の土地を相続されたとき

期 限	所有者となった日から 90 日以内	手続き できる人	相続人
持 ち 物	・土地の位置を示す地図 ・土地の登記事項証明書又は相続したことを証明するもの（写し可）		
窓 口	農林水産課 農水係 ☎ 0 9 8－9 3 9－1 2 1 2 （内線 3 2 3 3）	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	可
備 考	相続された土地が届出の対象かご不明な場合は、農林水産課までお問い合わせください。		

MEMO

生活保護を受けていた

生活保護廃止の手続き

生活保護を受けていた方が亡くなられたとき

期 限	速やかに	手続き できる人	お問い合わせください	
持 ち 物	手続きの詳細や必要書類については、事前に担当窓口へお問合せください。			
窓 口	保護第一課、保護第二課 ☎ 0 9 8 - 9 3 9 - 1 2 1 2 （内線：2 1 3 9、2 1 4 4、2 1 4 6、 2 1 4 7、2 1 4 9、2 1 5 0、 2 1 5 4）	電話での手続き	不可	
		郵送での手続き	不可	
備 考				

MEMO

多量のごみを処理する必要がある

片付けごみの処理

亡くなられた方のごみについて多量のごみを処理するとき（通常のごみ出しでは処理できないとき）

※多量の目安としては、一度に 100kg以上、または指定ごみ袋（大）10 袋以上です。

※多量に出たごみを通常の収集曜日に出す場合は、数回に分けて出してください。

期 限	できるだけ速やかに	手続き できる人	亡くなられた方の親族
持 ち 物	・事前に担当窓口へお問い合わせください。 ※担当課窓口に来庁される際には、本人確認書類（運転免許証等）をお持ちください。		
窓 口	環境課 クリーン係 ☎ 098-939-1212 （内線2223～2226）	電話での手続き	場合に よっては可
		郵送での手続き	場合に よっては可
備 考	ごみの処理方法は、次のいずれかです。 1. 通常の家庭ごみ収集で出す（分別すること）。 2. 亡くなられた方と同じ住所にお住まいの場合、ご遺族の方が分別して、処分場（倉浜衛生施設組合）に搬入する。 ※要件は環境課にお問い合わせください。 ※出すことのできるごみについては、沖縄市ごみハンドブックをご確認ください。 3. 亡くなられた方と同じ住所にお住まいでない場合、ご遺族の方がごみを民間の処分場に搬入する。		

..... MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

犬の飼い主だった

犬の登録事項変更等届出

犬を飼われていた方が亡くなったとき、新たに飼い主となる方は、犬の登録事項変更等届出書（所有者、住所等の変更）の提出が必要です。

期 限	所有者となった日から 30 日以内	手続き できる人	新しい飼い主
持 ち 物	・ 亡くなられた方の飼っていた犬の鑑札、または犬の登録情報が分かるもの （市役所からの通知など）		
窓 口	環境課 環境衛生係 ☎ 098-939-1212 （内線2222）	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	不可
備 考	※市外の方に譲渡した場合は、飼い犬の所在する自治体に届出してください。 ※飼い犬が死亡の場合のみ、電話での手続きが可能です。		

市営墓地（沖縄市霊園）を使用していた

沖縄市霊園墓地の使用権承継の申請または使用墓地等の返還手続

亡くなられた方が沖縄市霊園を使用していた場合、使用権の承継手続きまたは、返還手続きが必要となります。

期 限	できるだけ速やかに	手続き できる人	継承しようとする方または亡 くなられた方の親族
持 ち 物	・ 亡くなられた方の戸籍謄本等（亡くなられた方と使用権を承継する方の続 柄が分かるもの） ・ 使用権を継承する方の住民票（本籍の記載があるもの） ※この他にも書類が必要となる場合があります。手続きの詳細や必要書類に ついては、事前に担当窓口へお問合せください。		
窓 口	環境課 環境衛生係 ☎ 098-939-1212 （内線2222）	電話での手続き	不可
		郵送での手続き	可
備 考	場所：沖縄市字倉敷東内喜納原地内		

市役所以外での主な手続きチェックリスト

項 目	チェック	手続きの内容	問い合わせ先
電気・ガス	☐	名義変更・解約	各契約会社
インターネット	☐	名義変更・解約	各契約会社
ケーブルテレビ	☐	名義変更・解約	各契約会社
NHK 受信料	☐	名義変更・解約	フリーダイヤル ☎ 0120-151515
固定電話・ 携帯電話	☐	契約継承・解約	各契約会社
新聞・ 定期購読物等	☐	名義変更・解約	各契約会社
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
運転免許証	☐	返納 ※返納は義務ではありません。	運転免許センター ☎ 098-851-1000
生命保険	☐	死亡保険金の請求・ 入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社、 または代理店
損害保険	☐	名義変更・解約	加入していた損害保険会社、 または代理店
預貯金口座等	☐	口座解凍手続き	各金融機関等
株式等	☐	名義変更	各証券会社
国債	☐	記名変更、償還金受領	償還金支払場所または証券保管証 書に記載の郵便局
国税	☐	相続税、所得税、 消費税の申告など	沖縄税務署 ☎ 098-938-0031
恩給	☐	請求手続き (未支給金がある場合)	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
在留カード、 特別永住者証明書	☐	返納	福岡出入国在留管理局那覇支局嘉 手納出張所 ☎ 098-957-5252

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号 【手続き先】 故人の勤務先を所管する社会保険事務所 【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1 ヶ月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで	

[illegible]

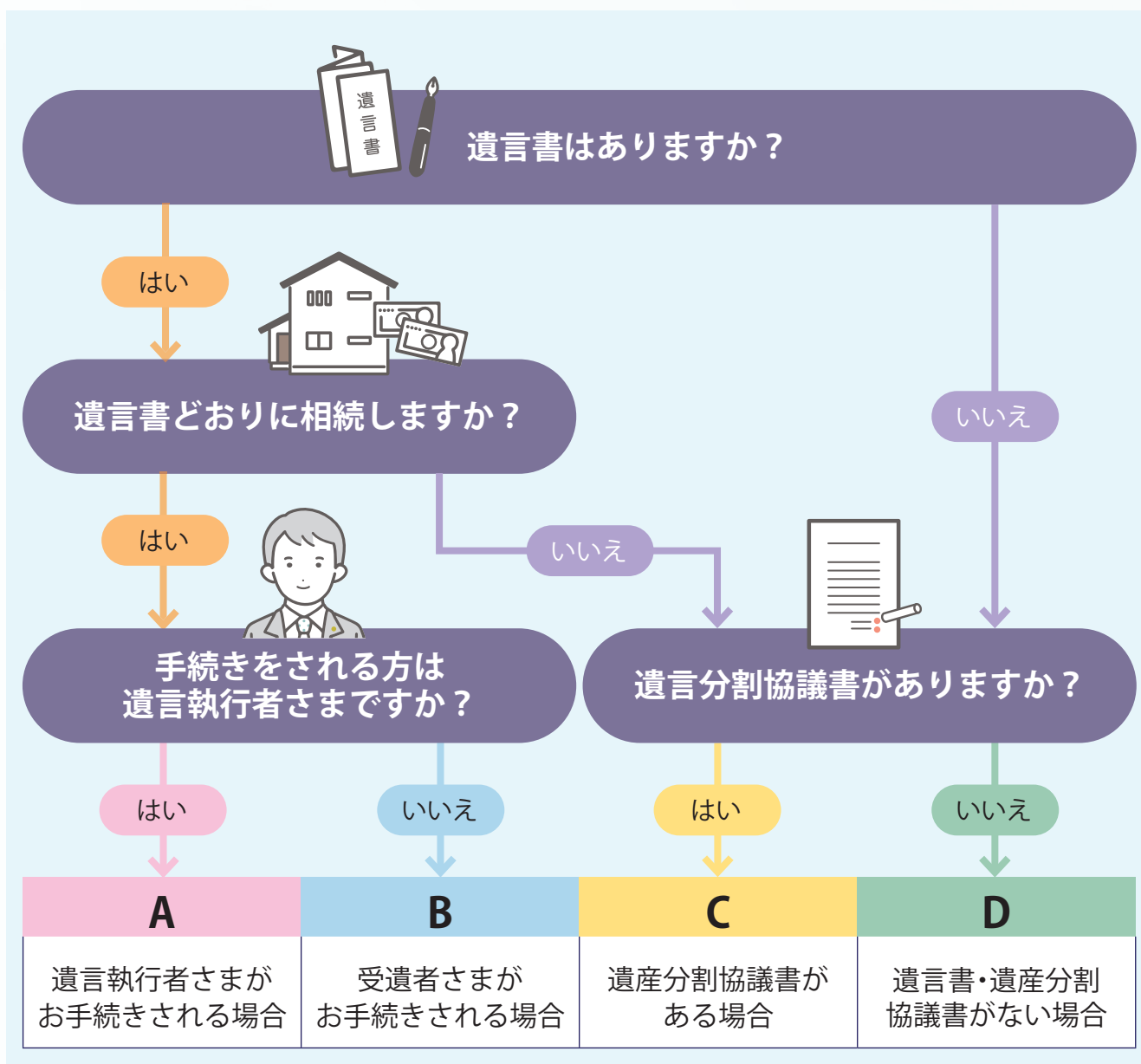
銀行口座凍結時の解除の方法

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口にて口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください。

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(故人)の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人(故人)の戸籍謄本 (出生から死亡までの連続した戸籍謄本)	各本籍地の 市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	各本籍地の 市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。本籍地の役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、不動産を所有している場合は、不動産の所在する役所で「名寄帳」を取得することで、不動産を確認することができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4 ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10 ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数

..... MEMO

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

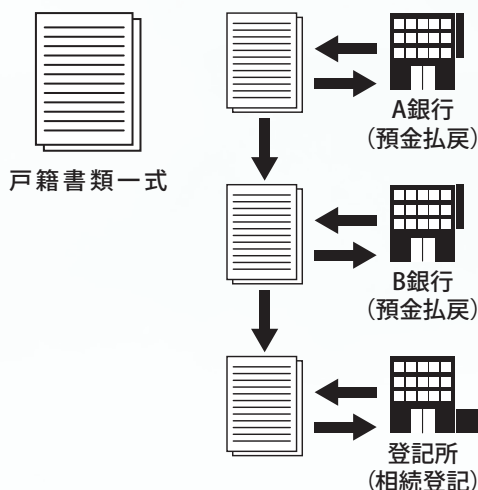
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

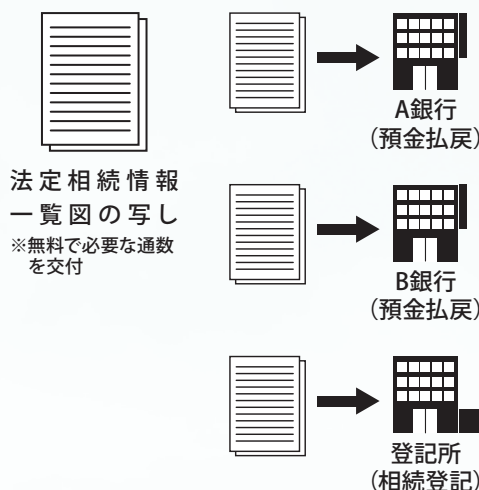
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

MEMO

令和6年4月1日から 相続登記の申請が義務化されます

所有者不明土地の解消に向けて

不動産に関するルールが 大きく変わります



相続で**不動産取得を知った日から**
3年以内に申請しなければなりません。
正当な理由がなく**義務に反した場合、**
10万円以下の過料の対象となります。

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの
変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

..... MEMO

.....

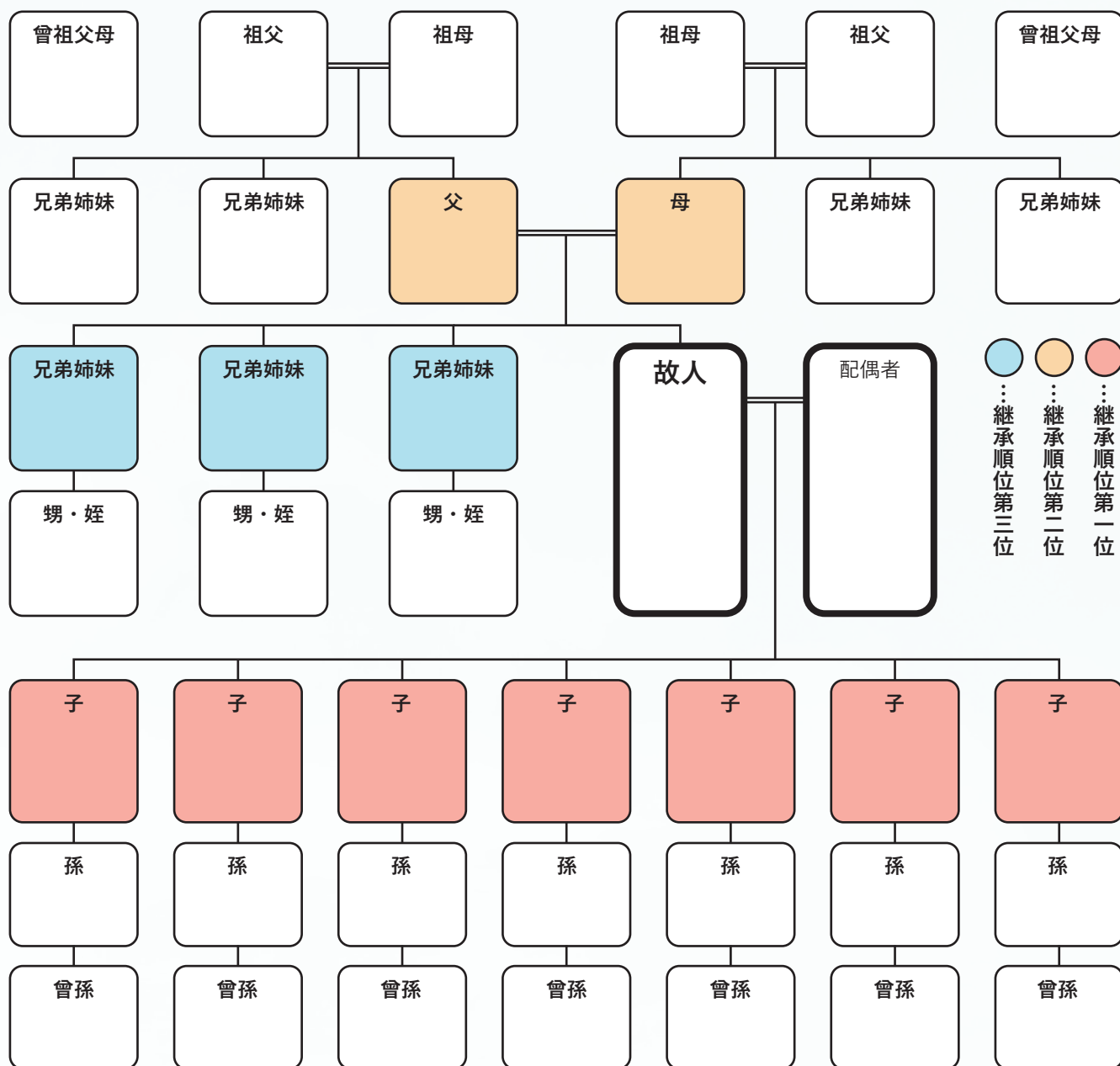
.....

.....

.....

.....

ご遺族メモ / 家系図（3親等内の親族）



【法廷相続人とは…】

- 民法により定められた相続人です。
- 相続順位は下記のように定められています。
 - 配偶者（常に法定相続人になる）
 - 第一順位（子。故人より先に亡くなっているときは孫や曾孫）
 - 第二順位（第一順位がいない場合。父母や祖父母）
 - 第三順位（第二順位がいない場合。兄弟姉妹。故人より先に亡くなっているときは甥や姪）になります。

被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度、法定相続情報証明制度については、53ページを御覧下さい。

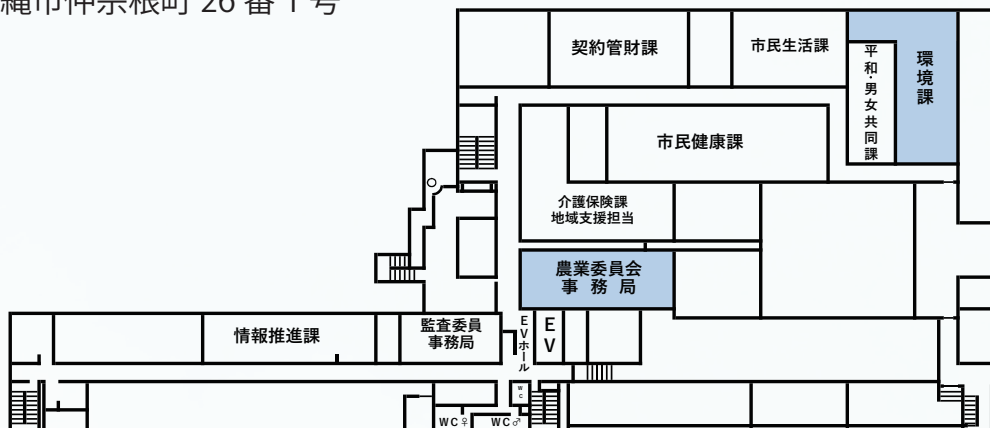
ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

フロアマップ

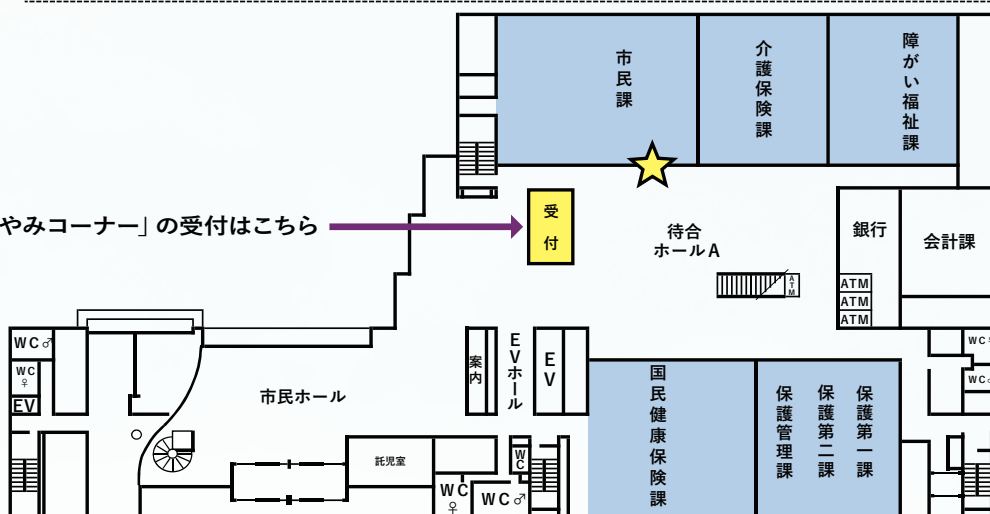
【沖縄市役所】 沖縄市仲宗根町 26 番 1 号

地下2階

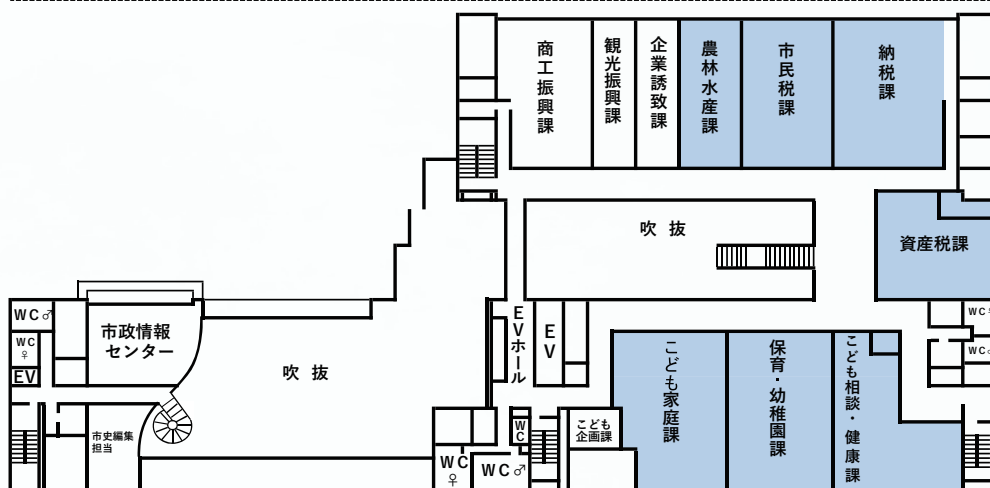


1階

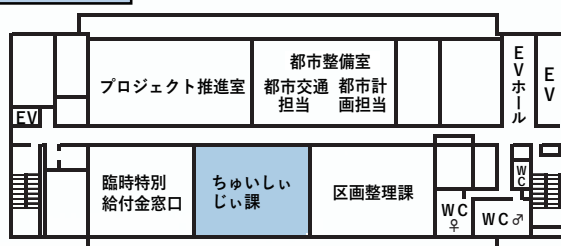
「おくやみコーナー」の受付はこちら



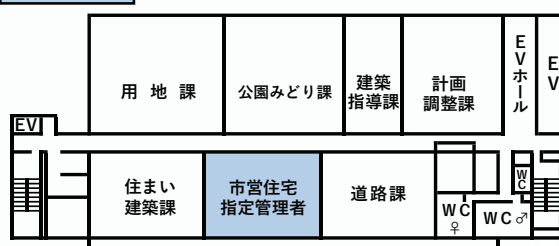
2階



5階

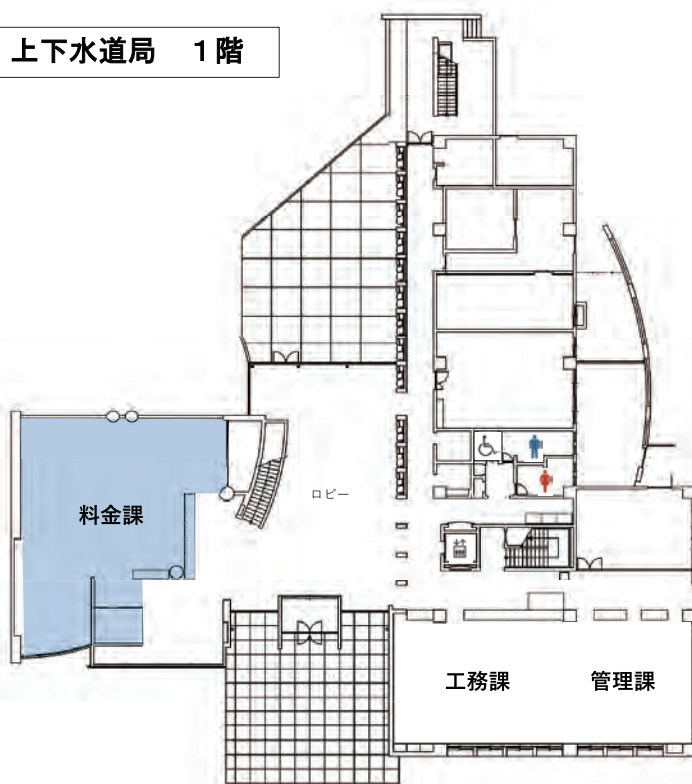


6階

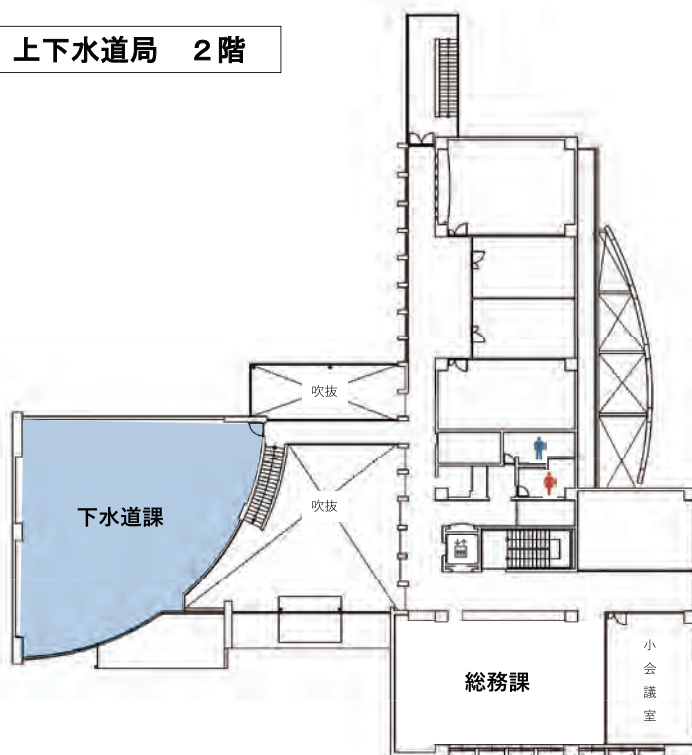


【上下水道局】沖縄市美里5丁目28番1号

上下水道局 1階



上下水道局 2階



MEMO

Handwriting practice lines consisting of 25 horizontal dotted lines.

故人のご冥福を心よりお祈りいたします

相続手続き、遺産分割協議書の作成、お困りはございませんか？ 相続の手続きは、お悩みが一杯

どのような手続きが必要かは、亡くなられた方と残されたご遺族の状況次第です。

- ・どのような相続資産がありますか？不動産ですか？預貯金はどうですか？
- ・銀行、その他の金融機関はどちらですか？
- ・生命保険はいかがですか？
- ・他にも相続資産はありませんか？
- ・相続関係者の範囲は分かってますか？
- ・会ったこともない相続人の方はいらっしゃいませんか？
- ・残されたご家族の方々だけで相続の話がまとまりそうですか？

- ・沖縄の戸籍は、先の大戦での全部消失したことをご存じですか？
- ・戸籍の訂正、二重国籍、二重戸籍があったりすることはご存じですか？
- ・海外移住の関係者、行方不明の方などいらっしゃいませんか？

- ・手続きには、たくさんの役所とたくさんの士業の方が関わるかも知れないことをご存じですか？
- ・裁判なら弁護士、相続税なら税理士、相続登記なら司法書士、
- ・建物の表示登記、土地の分筆登記等なら土地家屋調査士
- ・遺産分割協議書の作成なら行政書士、これらの多くの専門家とキチンと話はできそうですか？

行政書士與座事務所は、皆様の相続手続き・遺言書作成手続きが、少しでもスムーズに行くよう、精一杯お手伝いさせていただきます。

まずは無料でのご相談から

TEL 098-989-5975

平日 午前9時～午後5時半（土日・祝祭日を除く）



お電話

〒904-2153 沖縄県沖縄市美里5丁目24番18号202号室

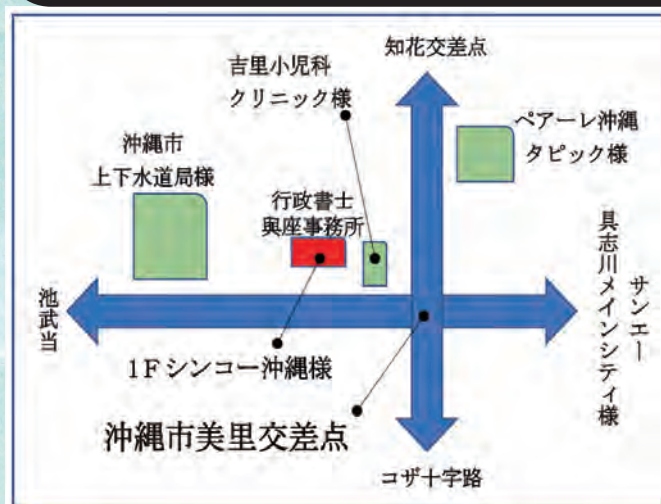
行政書士 與座事務所

OFFICE YOZA

TEL098-989-5975 FAX098-989-5976

Mail: yozaoffice@gmail.com

宅地建物取引業免許 沖縄県知事(1)第5189号



事務所用駐車スペース：階段前3台分

解体工事お任せください

沖縄県全域対応

明朗価格

誠実・迅速対応

お困りでは
ありませんか？

初めてなので不安

即対応してくれる
業者を探している

工事費用等を
相談したい

住む人がいないので
更地にしたい

解体工事・アスベスト調査除去のことなら

株式会社琉球 ZERO-ONE (リュウキュウゼロワン)

【受付時間】 8:30 ~ 17:30 【定休日】 毎週土・日曜日

沖縄県沖縄市上地 3-23-30

<https://ryukyu01.co.jp/>

お気軽に
お問い合わせください

☎ 098-989-1020

沖縄県知事許可(般-1)第13843号

FAX: 098-979-8073

公式ホームページ
はこちら





お世話になった方々へのお知らせに

さん くん

沖縄タイムスの謹告をご活用下さい

謹告とは？

告別式を執り行わなかった方や、家族葬のみを行った方が、故人の逝去をお知らせするために後日掲載する広告です。亡くなったお日にちと生前のお礼が基本的な内容となります。

掲載料金
6行

36,300円～(税込)



<掲載例>: 11行(72,600円)+顔写真(12,100円)合計84,700円>

※お申込みは6行以上からになります。※行数によって料金が変わります。※顔写真・故人略歴掲載の場合はそれぞれ追加料金となります。

よくあるご質問



謹告はどのような場合に活用するのですか？

家族葬の際に想定より多くの会葬を頂いた為、お礼を伝えたい場合や、親戚などへのお知らせがまだ出来ない場合、遺族が把握出来ない故人の交友関係者に向けてお知らせしたい場合などにご活用頂いております。

掲載するタイミングはいつ頃ですか？

葬儀が終了していれば特別決まったタイミングはございませんが、葬儀の翌日や初七日の翌日、四十九日の翌日などに多くお申込み頂いております。



故人の逝去と告別式のお知らせを出したい場合は

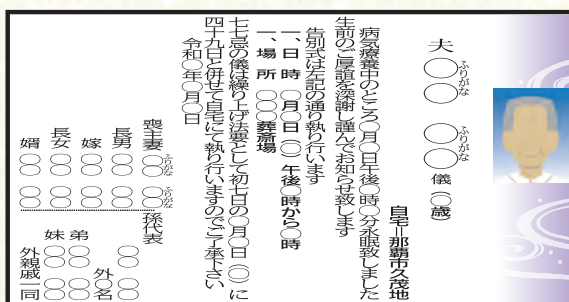
告別式広告

掲載料金
1～8人

72,600円～(税込)

※掲載人数により、料金が変わります。

お世話になった病院・施設へのお礼文や繰り上げ法要の予定、故人の顔写真や、略歴も掲載することが可能です。(要追加料金)



■お申込み・お問合せは

株式会社 **タイムスアドネクスト**

〒904-0021 沖縄市胡屋1-12-24 (沖縄タイムス中部支社ビル4階)

中部支社
営業部

0120-9609-52

ホームページ

<https://www.times-adnext.co.jp>

沖縄市の皆様へ

申込時には
「沖縄市おくやみハンドブック」
を見たお伝え下さい。

広告料を10%OFF

致します。

謹告申込専用
受付フォーム



**高品質な石を、自社で厳選して
お客様のご要望にお応えしております。
全島一円工事可能。**

**株式会社大栄企画（だいえいきかく）は
おかげさまで創業から40年を迎えました。
お墓だけではなく、桃原墓苑も運営しておりますので、
お墓に関するトータルサポートをさせていただきます。**

建 墓 後 の ア フ タ ー サ ー ビ ス も 充 実

墓石工事

クリーニング

リフォーム

桃原墓苑は眺めが良い、アクセスが良い、個人所有の手続き代行、注文設計が可能です。
当社が自信を持ってお勧めさせていただきます。



株式会社

大栄企画

〒904-2161 沖縄県沖縄市古謝3-13-12
<https://www.daieikikaku.jp/>

☎ **098-871-9500**

☎ **090-3010-6339**

営業時間：10:00～19:00 年中無休

**桃原
墓苑**

〒904-2164 沖縄県沖縄市桃原2丁目
沖縄自動車道 沖縄南ICから車で15分
電話番号：098-871-9500

アイビーおきなわ
行政書士事務所

遺言 住宅 農地 相続 土地

誰に相談したらいいの？

不安や疑問に感じるこんなことは

アイビーおきなわ 行政書士事務所

遺産相続をスムーズに！
親切丁寧に対応いたします

ご相談ください！

相談内容は
秘密厳守！
土地・建物の相続など
相談無料です！

アイビーおきなわ行政書士事務所代表

とみもと やすゆき

特定行政書士 **豊見本 泰志**

日本行政書士会連合会 登録番号第 22470396 号

沖縄県行政書士会所属 中頭支部副支部長

沖縄県出身、元沖縄市役所職員、三兄弟の父

相続や農地に関する手続きを専門に、分かりやすい説明でご遺族の疑問・質問に答え、スムーズな手続きをサポートいたします。

※内容によって、司法書士や税理士など 他士業と連携しサポートいたします。

無料相談受付中 070-4154-0126

お気軽にお電話ください ※受付時間 平日 9:00~18:00

お客様の声

沖縄市在住 M 様 母親が亡くなり、相続手続きに困っていたところ、紹介のあった豊見本さんに相談しました。ていねいで分かりやすく説明していただき、安心して手続きを終えることができました。司法書士、税理士にも事前に調整していただいたので、たいへん助かりました。



登録番号第 22470396 号

アイビーおきなわ行政書士事務所

〒904-2231 沖縄県うるま市塩屋 242

無料相談のお申し込み

070-4154-0126

メールアドレス info@ivyokigs.com

▼詳しくはネットをチェック▼

アイビーおきなわ



ご存知
ですか？

死後手続きは 生前から始められます！

こんな方に
おすすめ
です

- ☑ 自分の死後の手続きは誰がやってくれるのか不安。
- ☑ 自分が認知症になったとき誰がサポートしてくれるのか不安。
- ☑ 介護施設の入居や転居のタイミングで誰に身元保証を依頼すればいいかわからない。



わたしの死後手続きで相談して始めましょう！

POINT
1

専任コンサルタントの
手厚いサポート

POINT
2

ご紹介する専門家は
お住まいのエリアで安心

POINT
3

必要な手続きを
一貫して行います

まずはお気軽にお問い合わせください

通話料
無料

☎ 0120-487-413

受付時間

9:00～17:30 (年中無休)

鎌倉新書
Kamakura Shinsho

「わたしの死後手続き」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。

運営会社:株式会社 鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184) 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階 代表:03-6262-3521 主な事業内容:(1)供養サービス事業 (2)供養関連書籍出版事業 (3)相続サービス事業

遺品の整理はお済みでしょうか？

安心できる遺品整理で解決！



POINT 1 選べる見積もり方法



訪問
ご自宅に訪問して



ビデオチャット
対面なしで安心



写真
写真送付で最短30分

まずはLINEでお友達登録！

LINE登録後、3つの見積もり方法で
すぐにご依頼いただけます。



POINT 2 一人ひとりを手厚く

ご相談から施行まで、専任コンシェルジュが
一人ひとりに寄り添ってサポートいたします。

POINT 3 比較もかんたん

価格やサービスを比較できる、複数業者の
一括見積もりをご利用いただけます。

通話料
無料

☎ 0120-964-850

受付時間 9:00～18:00 (年中無休)

安心できる遺品整理

鎌倉新書
Kamakura Shinsho

「安心できる遺品整理」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。

運営会社:株式会社 鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184) 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階 代表:03-6262-3521 主な事業内容:(1)供養サービス事業 (2)供養関連書籍出版事業 (3)相続サービス事業

急な相続で不動産のお取り扱いに お困りではありませんか？

弊社が直接買取致します!!

地域につくす、地元の不動産会社におまかせください!!

査定
無料

お支払い最短

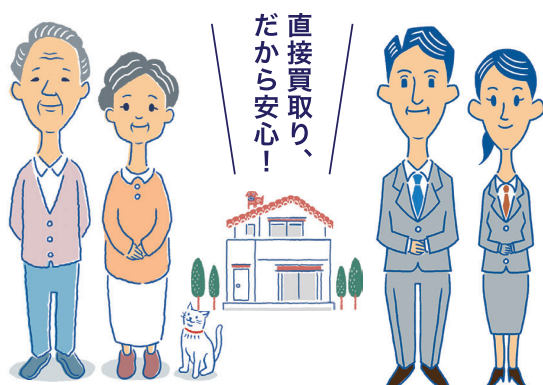
5日

仲介手数料

不要

訳あり
物件
相談可

軍用地
も対応



- ✓ 相続費用が必要
- ✓ 調査から売却まで
すべてお任せしたい
- ✓ 相続の手続きについて
知りたい

自宅をすぐに現金化
そのまま残せる安心感 /
てるまさリースバック
売っても住むぞ

自宅を
「**売ってもそのまま残せる**」
リースバックも可能です。



てるまさリース

TEL 098-943-4355

平日 9:00～17:00 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始はお休み) 担当: 大城 (オオシロ)、島袋 (シマブク)

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目12番15号 Unufaビル 3F

FAX.098-943-4356 MAIL.t-lease@terumasalease.jp 宅地建物取引業沖縄県知事(1)第5292号

※物件によっては、買取できない場合がございます。詳細についてはお問い合わせください。

スマホで
ご相談はコチラ



発 行 沖縄市
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 令和 5 年 8 月